

質 問 回 答 書

令和7年7月16日

件 名 電子契約システム導入

発 注 課 上尾市総務部契約検査課

担 当 者 宮部

電 話 番 号 048-775-5116

Eメールアドレス s104500@city.ageo.lg.jp

番号	実施要領 ページ	仕様書 ページ	質 問 事 項	回 答
1	7		⑤提案者情報の記載不可 「提案書の副本には本市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副本においては、事業者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。」とあり、どちらも副本についての記載ですが、正本には提案者の社名、特定される記号やロゴマーク等は記載して問題ないでしょうか？	正本に提案者の社名、特定される記号やロゴマーク等を記載することは問題ありません。
2	9		「事業経費」について、絶対評価と相対評価どちらになるでしょうか。	仕様確認や事業設計等、提案書等の作成に影響がない、具体的な評価方法についてのご質問のため、回答は差し控えさせていただきます。 事業経費には、仕様や提案の内容に要する費用を適切に計上してください。
3	9		評価項目「事業経費」のうち、「費用対効果に優れた事業費の積算」とありますが、「優れている」と判断される具体的な基準について教えてください。 例えば、事業者経費が非常に低額（例：1円）であっても、成果が十分に見込めない場合には、費用対効果としては優れていないと判断される可能性があります。そのようなケースはどのように評価されるのでしょうか？ また、評価については絶対評価でしょうか？相対評価でしょうか？	仕様確認や事業設計等、提案書等の作成に影響がない、具体的な評価方法についてのご質問のため、回答は差し控えさせていただきます。 事業経費には、仕様や提案の内容に要する費用を適切に計上してください。

番号	実施要領 ページ	仕様書 ページ	質 問 事 項	回 答
4		10	1. 本システム及び本サービスに関する要件(1) 基本要件④ 「本サービスが建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。」とあるが、本要件は建設工事関連契約にて電子契約を行うという目的から、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよいでしょうか。	「グレーゾーン解消制度」の回答書は改正前の「建設業法施行規則第13条の2第2項」で回答されたものも、現行の「建設業法施行規則第13条の4第2項」で回答されたものと同様とみなします。
5		10	1. 本システム及び本サービスに関する要件(1) 基本要件⑫ 「変更契約が締結でき、原契約と紐づけが可能なこと。」について、フォルダ等を開かずに管理画面上にて一目で確認できるように紐づけされていれば良い認識でしょうか。	表示画面※1上で、関連する契約情報※2が存在すること、及び、関連する契約情報を検索するための情報※3が表示可能な場合には、要件を満たします。 ※1 管理画面に限らず、検索結果表示画面等を含むユーザーが確認可能なシステム上のいずれかの画面を指します。 ※2 原契約、変更契約の情報（運用面でユーザーが登録する情報でも可）。以下同じ。 ※3 運用面でユーザーが登録する情報でも可。
6		11	1. 本システム及び本サービスに関する要件(2)機能要件①基本機能(オ) 「パソコン、スマートフォン等のマルチデバイスで操作が可能であること。」についてタブレットは含まれる認識でよいでしょうか。また、署名、ダウンロード、保管等パソコンでできる操作がスマートフォン等でも同様に可能であることが求められている認識でよろしいでしょうか。	パソコン、スマートフォンの他、タブレットでの操作に対応していることもマルチデバイスに含みます。 また、スマートフォン等のパソコン以外のデバイスでの操作は、メール受信、ログイン及び案件の確認が可能であれば、パソコンで可能なすべての操作が出来なくても要件を満たします。